

年税第4号
平成24年4月10日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会
常任理事 三上 裕司

医学生修学金(奨学金)返還免除への給与所得課税問題について

今般、日本医師会が平成24年度税制改正要望として取り上げました医学生修学金(奨学金)返還免除への給与所得課税問題につきまして、厚生労働省医政局医事課長から出されました事務連絡文書『「県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払いに係る債務を免除された場合の課税関係」について』を、別添の通り送付いたします。

(1) 医学生修学金(奨学金)返還免除問題を税制要望として取り上げるに至った経緯、(2) 本会医業税制検討委員会における検討と税制要望、(3) 今回の事務連絡文書の要点と今後の課題は、以下の通りです。

なお、(1) 及び(2) の詳細につきましては、参考資料「医業税制検討委員会答申(抜粋)」をご参照下さい。

(1) 医学生修学金(奨学金)返還免除問題を税制要望として取り上げるに至った経緯

大阪国税局は、平成22年10月公表した文書回答事例において、自治体の医学生修学金(奨学金)について、当該自治体立病院での一定期間の勤務を条件として返還を免除された場合、返還を免除された年の給与所得として課税すべき、との見解を示しました。

この大阪国税局の見解は、平成23年7月9日の関東甲信越静地区衛生主管部(局)長・医師会長合同協議会において、検討課題として取り上げられ、特に「地域枠」などの医師不足対策として国や自治体が進めている政策の効果を阻害することになる点について、医師会サイドだけではなく、都県の担当者からも問題であるとの指摘がなされました。これを受け、本会医業税制検討委員会で検討し、平成24年度税制要望として要望するに至りました。

(2) 本会医業税制検討委員会における検討と税制要望

医師不足解消が国の重要な政策課題となっていることから、医学生修学金（奨学金）の返還免除のあらゆるケースについて必要な措置を求めることも考えられます。しかしながら、特定職種についての所得課税の特例を設けることは一般論として極めて困難であること、資金力の大きな特定の医療機関による人材獲得競争が問題視される中で、全てのケースで特例措置が認められた場合、こうした傾向をさらに促進することが懸念されるなど、総合的に勘案した結果、「地域枠」など地域医療確保のための政策的な支援措置としての修学金（奨学金）に範囲を絞って、必要な措置を求めることとなりました。

国は、都道府県に対し、地域医療再生計画に「地域枠」の医学部定員増を設けて、医師確保のための修学金（奨学金）を設定する政策を推進しています。また、市町村においても同様の医師確保のための修学金（奨学金）貸付を行っているところも少なくありません。しかし、これらの支援策に係る返還免除への課税は、医師が地域の医療機関での就業に対するインセンティブを損ない、医師確保対策を後退させるものです。

そこで、地域医療確保の観点から、修学金（奨学金）による医学生支援は、医師不足解消策として極めて重要であることから、「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金（奨学金）等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずることを要望することとなりました。

- ・ 「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずること。

所得税

大阪国税局から、昨年10月に、勤務先である自治体病院からの、当該病院での一定期間の勤務を条件とした医学生修学金の債務免除について、給与所得として課税すべきとの見解が示されました。

しかし、国は、都道府県に対し、地域医療再生計画に「地域枠」の医学部定員増を設けて、医師確保のための奨学金を設定する政策を推進しています。それにもかかわらず、その政策効果を著しく損なう課税のあり方には、大きな疑問を持たざるを得ません。

地域医療確保の観点から、修学金による医学生支援は、医師不足解消策として極めて重要であることから、「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずることを要望します。

（所得税法第9条、第28条、所得税法基本通達9-15）

(3) 今回の事務連絡文書の要点と今後の課題

今回の事務連絡文書では、名古屋国税局の文書回答事例として、県が実施する医学生修学金(奨学金)の事例について、卒業後の勤務先となる指定医療機関のうち都道府県が直接運営する医療機関はその一部に過ぎず勤務先の選択について修学生(奨学生)の希望が尊重されること、修学金(奨学金)の額が入学金・授業料・下宿代・通学費用・食費・教科書や医学書の購入費用など学資金として相当なものであることから、その返還免除益について課税しないとの見解が示されました。

これにより、都道府県が実施している類似の医学生修学金(奨学金)の返還免除益については、その多くが同様に課税されないことになると見込まれます。

しかしながら、前出、大阪国税局の文書回答事例に様に、市町村などが実施する医学生修学金(奨学金)においては、上記を満たすことが困難な例もあり、その返還免除益は課税されるという問題点が引き続き残されています。本会としましては、今後も必要に応じて要望等を検討して参りたいと考えております。

[添付資料]

「県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免除取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払いに係る債務を免除された場合の課税関係」について

(平成24年3月 厚生労働省医政局医事課長)

参考資料 医業税制検討委員会答申(抜粋)

(平成24年3月 日本医師会医業税制検討委員会)

事務連絡
平成24年3月30日

日本医師会常任理事 今村 聡 殿

厚生労働省医政局医事課長

「県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間
従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関
係」について

地域の医師確保につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、国税庁ホームページにおいて別添の通り文書回答事例が掲載
されましたので、御了知いただきますとともに、関係各位に広く周知されることにつ
いて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

照会

照会の内容	① 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1のとおり
	② 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙2のとおり
	③ ②の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙3のとおり
	④ 関係する法令条項等	所得税法第9条
	⑤ 添付書類	

回答

⑥回答年月日	平成24年3月9日	⑦回答者	名古屋国税局審理課長
⑧回答内容	<p>標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。</p> <p>ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) この回答内容は名古屋国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。</p>		

別紙 1 事前照会の趣旨

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、B 県医学生修学資金貸付規則(以下「本件規則」といいます。)を制定し、平成 20 年 4 月から、将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イからへまでに掲げる医療(注)に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙 3 のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(注)具体的には、①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療、⑤小児医療(小児救急医療を含む。)及び⑥その他特に知事が必要と認める医療をいいます。

別紙 2 事前照会に係る取引等の事実関係

1 本件奨学金等の対象者及び貸付金額等

本件制度では、本件規則(平成 20 年 4 月施行)に基づき、下表のとおり修学に要する資金を、第 1 種奨学金(以下「本件奨学金 1」といいます。)又は第 2 種奨学金(以下「本件奨学金 2」といいます。)として無利息で貸与しています。

なお、本件制度では、奨学生が一定の要件に該当することとなったときに、本件奨学金等の全額についてその返還債務を免除します。

項目	第 1 種奨学金(本件奨学金 1)	第 2 種奨学金(本件奨学金 2)
対象者	次の要件を全て満たす者 ① B 大学医学部医学科の地域枠入学者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者	次の要件を全て満たす者 ① B 大学医学部医学科在学者(地域枠入学者を除く)又は県内出身者であって B 大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者
	※他の同種の修学資金の貸付等を受けている者を除く。	
募集人数	25 名(新規貸付分)	10 名(新規貸付分)
貸付金額	月額:100,000 円 授業料相当額:535,800 円(年額) 入学金相当額:282,000 円(初年度入学時) (6 年間の合計:10,696,800 円)	月額:100,000 円 (6 年間の合計:7,200,000 円)
利息	無利息	同左
貸付期間	原則として、大学の正規の修業期間	同左

2 返還免除の要件

本件奨学金等の返還債務が免除される要件は次のとおりです。

なお、返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月から起算して 1 年以内に、貸与を受けた本件奨学金等を一括して返還しなければならないこととしています。

(1) 本件奨学金 1

次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。

- ① 医師免許取得後、直ちに臨床研修を県内医療機関で修了すること
- ② 臨床研修修了後引き続き、B 県内協議会(注)が奨学生の希望を踏まえて作成するプログラムに基づき、県内医療機関で貸付期間の 1.5 倍に相当する期間を業務

に従事し、そのうちの 3 分の 2 に相当する期間を知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に勤務すること

（注）B 県内協議会は、B 県内に勤務する医師の育成と地域医療の確保を目的として B 県内の主要 9 病院及び B 大学医学部によって構成される組織です。

【例】本件奨学金 1 の貸付けを 6 年間受けた場合における返還免除に必要な勤務期間

大学 6 年間	臨床研修	業務従事必要期間 9 年(6 年 × 1.5)								
貸付期間 (6 年)	(2 年間) 県内医療機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		指定医療機関			県内医療機関			指定医療機関		

(2) 本件奨学金 2

次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。

- ① 医師免許取得後、直ちに臨床研修を県内医療機関で修了すること
- ② 臨床研修修了後、引き続き県内医療機関で貸付期間と同期間（貸付期間が 2 年未満の場合は 2 年）を業務に従事し、そのうちの 2 分の 1 に相当する期間を指定医療機関に勤務すること

(3) 指定医療機関の範囲

上記(1)及び(2)における指定医療機関として、公的な医療機関等を中心に 95 の医療機関が指定されていますが、これらのうち当県が直接運営する病院が 1 機関、当県が出資して設立した地方独立行政法人が運営する病院が 3 機関含まれています。

別紙 3 事前照会者の求める見解となること理由

所得税法第9条第1項第15号では、学資に充てるため給付される金品(以下「学資金」といいます。)は非課税とされていますが、学資金であっても、給与その他対価の性質を有するものは、非課税の対象から除くと規定されています。

また、市販されている書籍では、学生に対し卒業後自社に勤務することを条件に奨学金を無利息で貸与し、一定期間勤務すればその返済を免除する場合の課税関係について、将来の雇用を条件として支給するものは、給与その他対価の性質を有するものと認められるので非課税の学資金には該当しないとされています。

すなわち、学資金の返還免除に係る経済的利益が所得税法第9条第1項第15号に規定する学資に充てるため給付される金品として非課税となるかどうかは、給与その他対価の性質を有するか否かにより判断することとなると考えます。

本件制度においては、大学卒業後の一定期間に県内の医療機関で業務に従事する意思のある者を貸付対象とし、その返還免除についても、医師免許取得後貸付期間に応じた一定期間、県内医療機関において業務に従事することを要件とするもので、本件奨学金等の貸与者である当県が運営する医療機関への勤務を条件とするものではありません。

また、当該一定期間のうちの一部の期間(3分の2又は2分の1)は、指定医療機関において業務に従事することが求められていますが、この指定医療機関として現在95の医療機関を指定しており、そのうち当県が直接運営する医療機関及び当県が出資して設立した医療機関(地方独立行政法人が運営)は4機関にすぎません。

さらに、県内医療機関及び本件奨学金2の場合の指定医療機関への勤務は奨学生の選択によることとし、本件奨学金1の場合の指定医療機関への勤務についても、奨学生の希望を踏まえた上でB県内協議会が作成したプログラムに基づき決定することとしています。

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわらず学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係になく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

なお、本件奨学金1では、入学金及び授業料とは別に毎月10万円の奨学金を貸与することとしていますが、これは、下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用など、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当なものと考えています。

その他の施策についての課題

医学生修学金返還免除への給与所得課税問題

1. 問題の所在

大阪国税局は、平成 22 年 10 月に、勤務先である自治体病院からの、当該病院での一定期間の勤務を条件とした医学生修学金の債務免除について、給与所得として課税すべき、との見解を示した。

この大阪国税局の見解は、平成 23 年 7 月 9 日の関東甲信越静地区衛生主管部(局)長・医師会長合同協議会において、検討課題として取り上げられ、特に「地域枠」などの医師不足対策として国や自治体が進めている政策の効果を阻害することになる点について、医師会サイドだけではなく、都県の担当者からも問題であるとの指摘がなされた。

そこで、当委員会でも、税制要望として取り上げるべきかどうかについて検討を行った。

(参考)

・大阪国税局回答事例(H22.10.18)の概要

勤務先(市)から貸付を受けた医学修学金の返還免除(当該病院での一定期間の勤務を条件)は、勤務先以外からの貸付である自治医大等の修学資金返済免除等とは異なり、給与所得として課税される。さらに、別の回答事例(国税庁回答事例 H21.12.16)では、勤務先からの修学資金返済免除であっても、看護師については職務遂行上の必要経費とされて、給与所得として課税されないという判断も示されているが、医師の場合は、免除額が高額であること及び独立開業が可能であるということで、課税すべきものとしている。

2. 本委員会における検討

(1) 大阪国税局の見解

表 -1 は、医学生修学金についての課税関係を整理したものである。医学生に対する奨学金には、様々なものがあるが、日本育英会、自治医大、産業医大の奨学金については、その返還免除は、貸与者と勤務先は一致していないため、「学資に充てるために給付される金品」(所得税法第 9 条第 1 項第十五号)に該当し非課税となる。

そこで、貸与者と勤務先が一致する場合が問題となるが、奨学金の返還免除は給与所得としていったん整理される。しかし、国税庁の看護学生に対する奨学金についての見解(表 -2 参照)では、奨学金の貸与者と勤務先が一致することをもって給与所得となる

ものの、「職務に直接必要な技術の習得等のための費用に充てるものとして支給する金品」(所得税法基本通達9-15)として適正なものであれば、非課税としている。

これに対し、大阪国税局が示した医師に対する修学金についての見解(表-2参照)では、回答事例の場合において、免除額が高額であること、独立開業が可能であること、をもって「職務に直接必要な技術の習得等のための費用に充てるものとして支給する金品」には該当しないとされた。

表 -1 奨学金の返還免除に関する課税関係

金品を支給する者・返還義務を免除する者	内容	課税関係	根拠規定	例	
雇用者でない	学資に充てるために給付される金品 (法人から受け取ったもの)	非課税	所得税法9条1項一五号	自治医大、産業医大 日本学生支援機構(*)	
	一定の特定公益信託から 交付される一定の金品	非課税	相続税法21条の3	医学生への返還免除があるかは 未確認	
	(個人から受け取ったもの)	(贈与税)			
雇用者または 将来の雇用者である	職務に直接必要な技術の習得 等のための費用に充てるものとして 支給する金品	費用として適正なもの	非課税	所得税基本通達9-15	一定の看護学生奨学金 (H21,12,16 国税庁回答)
		上記以外	源泉所得税 (給与所得)	〃	医学生修学資金の返還免除 (H22,10,18 大阪国税局回答)

* 日本学生支援機構:旧日本育英会

表 -2 医学生等への修学金に関する文書回答事例

	看護学生奨学金(国立病院機構) 国税庁文書回答事例(H21.11.30)	医学生修学等金(K市立病院) 大阪国税局文書回答事例(H22.10.18)	(参考) 自治医大の修学金制度 平成22年度入学の場合
奨学金(修学金)総額	最大320万円(最長4年間)	1,200万円(6年間)	2,300万円(6年間) 入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、入学時学業準備費
利息	無利息	無利息	無利息
返還免除の条件	貸与を受けた国立病院機構の病院に常勤職員として、貸与期間相当の期間業務に従事	K市立病院に医師として在職した期間が、貸与期間に相当する月数に達した時	大学卒業後、引き続き出身都道府県知事が指定する公立病院などに勤務し、貸与期間の2分の3に相当する期間に達した時
国税当局の判断	この場合の奨学金の無利息貸付及びその返還債務を免除したことによる経済的利益については、所得税基本通達9-15における「使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品」に準ずるものとして、課税しなくても差し支えないものとして取り扱われる。	医師の場合には、勤務医としてだけでなく、開業医として独立することも可能であるとともに、享受することになる経済的利益の額も多額(医科大学在学の6年間で1,200万円)であり、所得税基本通達9-15の強いて課税しないこととしている趣旨、範囲を大きく逸脱するため、当該通達の適用はなく、返還免除されたときに給与等として課税関係が生じる。	
備考	http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/gensen/091113/index.htm	http://www.nta.go.jp/osaka/shiraberu/bunshokaito/shotoku/101018/index.htm	http://www.jichi.ac.jp/gakujika/jichi.html/boshu/ampus/backup.html
(参考)			
所得税法9条1項15項	課税 (「非課税とされない」対価の性質を有するもの」には、将来の役務の提供を条件として支給されるものも含まれる)	同左	非課税 (修学金を給付及びそれを免除する者(自治医大)が、医学生との雇用関係がない (雇用者は公立病院等))
所得税基本通達9-15	非課税 (使用者が、その使用人等に対して技術の習得等をさせるために支給する金品は、上記に関わらず、課税しなくても良いこととされている)	課税	
備考			自治医大は地域医療に責任を持つ全国の道府県が共同して設立した学校法人によって運営されている。都道府県からの負担金によって経費を賄っている。

(2) 税制改正要望の方向性

医師不足解消が国の重要な政策課題となっていることから、医学生修学金の返還免除のあらゆるケースについて必要な措置を求めることも考えられる。しかしながら、特定職種についての所得課税の特例を設けることは一般論として極めて困難であること、資金力の大きな特定の医療機関による人材獲得競争が問題視される中で、全てのケースで特例措置が認められた場合、こうした傾向をさらに促進することが懸念されるなど、総合的に勘案した結果、「地域枠」など地域医療確保のための政策的な支援措置としての修学金に範囲を絞って、必要な措置を求めることとなった。

国は、都道府県に対し、地域医療再生計画に「地域枠」の医学部定員増を設けて、医師確保のための修学金を設定する政策を推進している。また、市町村においても同様の医師確保のための修学金貸付を行っているところも少なくない。しかし、これらの支援策に係る返還免除への課税は、医師が地域の医療機関での就業に対するインセンティブを損ない、医師確保対策を後退させるものである。

そこで、地域医療確保の観点から、修学金による医学生支援は、医師不足解消策として極めて重要であることから、「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずることを要望することとなった。

(3) 平成24年度税制改正要望

以上の検討を踏まえて、平成24年度税制改正要望として下記の通りまとめた。

- ・ 「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずること。

所得税

大阪国税局から、昨年10月に、勤務先である自治体病院からの、当該病院での一定期間の勤務を条件とした医学生修学金の債務免除について、給与所得として課税すべきとの見解が示されました。

しかし、国は、都道府県に対し、地域医療再生計画に「地域枠」の医学部定員増を設けて、医師確保のための奨学金を設定する政策を推進しています。それにもかかわらず、その政策効果を著しく損なう課税のあり方には、大きな疑問を持たざるを得ません。

地域医療確保の観点から、修学金による医学生支援は、医師不足解消策として極めて重要であることから、「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずる

ことを要望します。

(所得税法第 9 条、第 28 条、所得税法基本通達 9-15)

上記要望について、厚労省が税制要望として取り上げられることにはならなかったが、税法の解釈について、国税庁と厚労省・自治体の間で整理確認が進められているものの、平成 24 年 2 月時点で確定していない。

3.まとめ(提言)

そもそも、修学金を借り入れた時点においては、雇用関係はないのであるから、修学金は、所得税法第 9 条第 1 項第十五号にいう「学資に充てるため給付される金品」に該当するものであり、同号かっこ書きにいう「給与その他对価の性質を有するもの」には該当しないはずである。したがって、在学期間において、あたかも雇用関係が存在しその後も継続したかのような判断で課税すべきものではない。

仮に、そのような「雇用関係」が実質的に認められるとしても、また、結果として雇用者から給付を受け返還免除となった場合においても、医学生に対する修学金は、所得税法基本通達 9-15 で示された「職務に直接必要な技術の習得等のための費用に充てるものとして支給する金品」に該当し、かつ、社会的公益性を考慮すれば、非課税とすべきものである。また、看護学生との比較においては、単純に金額の多寡で判断すべきものではなく、地域医療の確保等、政策的な観点も含め総合的に判断すべきである。